

評価細目の第三者評価結果

(みどりご園)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	第三者評価結果	コメント
I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	保育方針が園内に掲示されており、ホームページ、園生活のしおりにも記載されている。職員に対しては毎月の職員会議で周知が図られ、保護者に対してはホームページ等で案内し、毎年年度初めの保護者会で説明し、周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	小学校の評議委員会、川口市の要保護児童対策地域協議会研修会に当園理事長が参加し、事業経営をとりまく環境に関する情報を収集している。川口市の保育園施設長会議で福祉計画の策定動向と内容を把握している。利用者の状況は分析の上、理事会に付議している。
I-2-1(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	最大の経営課題は若い保育士の定着率と、定員に対して欠員が生じた場合のタイムリーな人員補充と人件費のバランスである。女性が多い職場の為、結婚・出産等女性が働きやすい環境作りを意識し、取り組んでいる。

I-3 事業計画の策定

I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	中長期計画は策定されていない。大上段に構えずとも、現実的かつ身近な課題の整理・対策という観点から始め、是非中長期計画の策定に取り組んでもらいたいと考える。
I-3-1(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	実行可能な単年度事業計画が策定されているが、中長期計画とは連動しておらず、単年度としての重点目標・施策の取り込みに改善の余地がある。また事業報告と連動しておらず、評価可能な事業計画になっていない。
I-3-2(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-2(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	事業計画は前年度とほぼ同じ内容で策定されており、年度毎に重点テーマとして何点かでも織り込めたと感じる。実施状況についての中間あるいは年度末での見直し、評価は行われていない。
I-3-2(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	利用者(保護者)に対する事業計画の周知については、資料等の配布、園内掲示、ホームページによる告知、保護者会での説明等は行われていない。一緒に園の将来を作っていくと云う雰囲気も必要と感じる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-1(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	福祉サービスの質の向上に向け、職員の自己評価は定期的に行われているが、全体としての分析、まとめは行われていない。改善の取組計画がない為評価・分析・検討も行われておらず、PDCAサイクルに基づく組織的な取組は機能していない。
I-4-1(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	福祉サービスの質の向上に向けた取組計画がない職員自己評価のPDCAの展開がされていない為、評価、分析が行われておらず、改善に繋げる取組が組織的に実行されていない。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-1(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-1(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	管理者による園の経営・管理に関する方針と取組(所信表明等)については、文書、ホームページ等で確認することができない。管理者及び各職員の職務分掌は文書化されている。平常時、有事における管理者不在時の指揮権の順位が書面により定められている。
II-1-1(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	管理者は、法令変更に関する情報提供も行っているキャリアアップ研修や、施設長会議で行なわれる児童福祉法・社会福祉法その他の研修会に参加する等、法令の理解・情報収集に努めており、必要なものは職員会議で職員にフィードバックしている。
II-1-2(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-2(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	行事に関しては利用者に対して満足度調査を目的としたアンケートを実施しており、行事毎に担当を決め、管理者を含めてその内容を分析・検討し、職員間の意見交換を目的とした反省会を行い、今後の運営に反映させるべく展開されている。管理者は川口市の障害児研修、不適切保育や救命救急等に関する研修に職員の参加を促している。

評価結果詳細(みどりご園)

	第三者評価結果	コメント	
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	人事・労務・財務等に関しては月次単位で法人事務局への報告がなされている。有給休暇の取得については法定の年間5日は全職員がクリアしており、夏休みもほぼ希望通りに取得されており、休暇を取得しやすい環境作りに配慮されている。その他職員は格安で駐車場や給食制度を利用できる等、働きやすい職場環境作りに取り組んでいる。	13
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	川口市が入園を決定した定員数に対応した員数として決定した法定職員(保育士)数が人員計画になる。人材紹介会社・ホームページ等で採用活動を行っているが、駅から遠いというマイナスの立地条件もあり、口コミや張り紙による人材募集が最も効果的というのが現状である。	14
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	就業規則に期待する職員像が明記されており、「保育士の心構え」を年度初めの職員会議で読み合わせし周知を図っている。賃金規程に職級制度・昇給が規定されている。人事考課に繋がれる職員個人の評価制度はないが、毎年6月と10月に職員の個別面談が行われ、個別事情、転籍・将来の希望等のヒアリングが行われている。	15
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	昨年就業規則を改訂し、職員が毎年ストレスチェックを受けられる様になり、メンタルケアとして、カウンセラーの資格を有する牧師や嘱託医・弁護士等が相談窓口になっており、職員に周知されている。AIGの任意労災に加入しており、その中に福利厚生制度がある。ワークライフバランスの改善策として、育児・介護等、家庭の事情を配慮した勤務シフトを組むなど働きやすい職場環境作りに取り組んでいる。	16
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	人事考課に繋がる目標管理の仕組みは構築されていない。年度初めの職員会議において、全職員1人1人が各自の年間の目標を口頭で発表しているが、記録としては残されていない。職員1人1人が自己の能力向上を目指して課題を整理し、仕事に対するモチベーション向上の観点からも、目標管理の仕組みの導入が望ましい。	17
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	保育士の募集である事を明記した募集要綱をネットの求人サイトであるJOBメドレー・リクナビその他ハローワークにも掲載している。毎年年度初めに川口市から保育所等職員研修計画が送られて来るが、職員毎の研修参加計画は策定されていない為、その結果として計画の評価、見直しは行われていない。	18
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	保育所の専門資格である保育士に付いて、新任職員研修は、保育施設職員ハンドブックを活用しながら、園が策定している全体的な計画(標準的な実施方法としても利用)を使ってOJTで行っている。川口市から案内される研修計画には階層別・テーマ別のももあり、育児の姿勢ケアなど園独自の研修も含め全職員が参加できるよう配慮している。	19
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生に関しては依頼があれば受け入れるという基本姿勢だが、それを明文化したものはない。実習生教育マニュアルとしては保育士専門の「実習の記録と指導案」を使用している。実習生の教育プログラムとして文書化されたものはない。指導者の研修は未来大学の研修に参加している。	20
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	園のホームページには保育方針は載っているが、事業計画・事業報告・予算・決算情報等は掲載されていない。地域の福祉向上の取組として、一時保育と障害児保育を行っている。苦情・相談の仕組みが策定されており、第三者委員が設定され、連絡先と共に重要事項説明書に明記されている。地域へ向けて広報誌等の印刷物の配布は行われていない。	21
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	事務・経理・取引等に関するルールが経理規程により明確にされている。経理処理に付いては月次・年次決算処理を中心に外部の会計事務所に委託している。内部監査としては会計監査、業務監査とも法人監事が行っている。業務に関する外部監査は行われていない。	22

評価結果詳細(みどりご園)

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	事業計画に「地域社会との連携」として地域との関わり方に関する基本的な考え方が明記されている。バザーや町会の案内を掲示板に出したり、園内掲示板に地域のイベント情報を貼り出す事で、地域の情報を利用者提供している。地域のお祭り・運動会・文化祭・小学校や老人ホームとの交流会等に参加し、職員が支援を行っている。買い物・通院は非該当。	23
	第三者評価結果	コメント	
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受入れに付いてや地域の学校教育への協力に関する基本姿勢は明文化されておらず、マニュアルもない。直近で中学生の体験学習の一環としての保育補助ボランティアの受入れ実績がある。	24
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	地域の関係機関、団体に付いて、非常災害対策計画の中に市・学校・警察署等の連絡先リストがあり、職員間で共有が図られている。虐待等権利侵害に関して、要保護児童対策地域協議会に参画し、保健センター・川口市の子育て支援課・児童相談所など地域と協働し、連携が図られている。	25
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	民生委員・保健士・児童相談所・地域のTPO等が集まる学校の会議に理事長が参加しており、地域の福祉ニーズを把握し、必要な情報は職員と共有を図っている。法人として運営しているおさなご園にある子育て支援センターが地域住民に対する各種相談機能を有している。	26
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	地域貢献に関わる事業活動としては、一時保育やレスパイトケア(保護者の一時的休息取得を目的とした保育)等を行っている。子育て支援センターの存在を告知すべく、ベテル便りを市役所・保健センター・発達指導センター等に置いており、保育に関する様々な保護者の相談に対応し、福祉サービスに関するノウハウや専門的情報を地域に還元する取組を行っている。	27

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	利用者を尊重した福祉サービスの実施に関しては保育方針に明示されている。就業規則の中に倫理綱領があり、全職員が所持している保育施設職員ハンドブックには、児童憲章として利用者の尊重が謳われている。埼玉県が作成した「子育ての目安としての3つのめばえ」を指針として、子供が互いを尊重する心を育てる為の具体的な取組を行っている。利用者・保護者は様々な国の人がいる為、食事・文化・国民性等に配慮しながら保育を行っている。	28
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	c	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供に関しては、川口市からも取組要請が来ているが、プライバシー単独でのマニュアル等はまた整備できていない。トイレやプール遊びの際の着替え等、不十分ながらプライバシーへの配慮・工夫がなされているが、更なる充実に向けて現在取組準備中である。	29
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	園の紹介資料は公共施設等に置かれてはいない。利用希望者に対しては園生活のしおりを使って丁寧に説明しており、毎年見直しをしている。見学希望があれば対応し、体験入所はふれあい保育という仕組みがあり、1日利用等も行っている。	30
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園時にはサービス内容に関する利用者の自己決定を尊重する為、同意書に捺印を求めており、園生活のしおりと重要事項説明書を渡して丁寧に説明している。意思決定が困難な障害児等に関しては、更に細かい個別保育計画を作成し、保護者に対する適正な説明含め、個人の状況に配慮した適正な運用が行われている。	31
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園に際しては保育の継続性に配慮し、引継にあたっては個別保育計画を転園先に渡している。卒園後の利用者や保護者の相談に対応すべく、理事長や担任の保育士など相談窓口を設けているが、相談方法等や担当者について文書は渡していない。	32

評価結果詳細(みどりご園)

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	利用者満足の上昇を目的とする定期的な満足度調査は行われていないが、利用者満足を把握する目的で、職員が年1回保護者懇談会に参加している。又、保護者との個別面談を年2回設定し、利用者満足の上昇に努めている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	責任者が明確にされた苦情解決の仕組みが園内掲示板に貼られ、園生活のしおりや重要事項説明書にも明記されている。第三者委員はホームページにも掲載されている。記録として苦情報告書が作成・保管され、対応策等を利用者にフィードバックし、可能なものは公表している。今後の改善に繋がるものがあれば、全体的な計画に反映させている。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	複数の相談窓口が設定された案内書が園内掲示板に貼られ、重要事項説明書にも明記されている。園内には相談室があり、相談し易い、意見を述べやすい環境に配慮されている。利用者本人の相談は乳幼児の為、非該当。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	意見箱の設置やアンケートは行われていない。相談内容を記録する書式はあるが、手順・対応策等を定めたマニュアルは整備されていない。相談があった場合には理事長・園長にまず報告され、迅速に園全体で取り組む運用がなされている。今後の改善に繋がる内容があれば、全体的な計画の見直しを行っている。
	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネジメント委員会やリスクマネージャーは設置されていない。防犯対策・安全保育・災害対策の各マニュアルが整備されている。ICTを活用し、保育士が入力する事でヒヤリハット情報を収集・共有する仕組みができています。それらを年2回職員が分析し、改善策、再発防止策の検討が行われている。非常災害対策計画の中に規定された救命救急講習やプール遊びマニュアル講習・その他の研修が行われている。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症に関する予防・対応マニュアルが作成され、園長を責任者とする管理体制が整備され、職員に周知徹底されている。園に常駐している看護師が中心になり、職員に対する勉強会を実施しており、外部の講習会にも参加している。感染症の予防策が適切に講じられている。感染症が発生した場合はICTを利用し、保護者への情報提供を行っている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	BCP(事業継続計画)・消防計画・非常災害対策計画が整備され、ホームページにも非常災害時の対策・防犯対策があり、災害時の対応体制が決められている。BCPの中には安否確認に関する記載があり、具体的な備蓄内容も記されている。消防署と連携した防災訓練が定期的に行われている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	全体的な計画がマニュアル的に使用されており、標準的な実施方法になっているが、プライバシー保護に関する記述はない。全体的な計画は職員全員で協議しながら作成し、年に1回その内容に関する確認、見直しが行われている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法としての全体的な計画は、年に1回年度末にその内容を検証・見直しすることが組織として定められており、実施されている。職員や利用者からの苦情・意見・提案等の中で、今後の改善に繋がる内容に関しては、標準的な実施方法としての全体的な計画に反映させている。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	園長が責任者となり、入園時に家庭調査書や母子手帳を入手した上で個別保育計画が策定され、年3回職員・看護師らの協議による内容の確認・見直しが行われている。支援困難児に子供に医療的ケア等の課題が観られる場合に関しては、全職員で情報を共有し、看護師も含めて対応を検討し、場合によっては川口市の保育指導課とも相談した上で、個別保育計画の他に更に詳細な個別指導計画を策定した上でフォローしている。	42
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	個別保育計画は保護者の意向・ニーズも把握した上で、年3回見直しが行われている。見直しにより変更が生じた場合はICTにその情報が入力され、全職員に共有、周知が図られている。大きな変更があった場合は職員会議で共有され、緊急な変更についてはその都度変更対応している。今後の改善に繋がる内容に関しては標準的な実施方法としての全体的な計画に反映させている。	43
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a	利用者の身体状況や生活状況等は個別保育計画に記録され、確認することができる。記録にの記入方法に付いてあたっては保育所児童保育要録書き方&文例集や保育所指導要録作成マニュアル等を利用し、職員により書き方の差異が生じない様になっている。見直しされた個別保育計画の内容に配信情報の分別に付いては、情報提供が必要な対象職員を選定し、LINE WORKSを利用して共有している。	44
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	園長を利用者に関する記録の管理責任者とし、個人情報保護規程が策定され、記録の保管・保存・廃棄等に関する規定が定められ、運用されている。不適正利用や漏洩に対しては就業規則に懲罰規定がある。個人情報の取扱いに付いては重要事項説明書やみどりご園運営規定に明記されており、保護者に説明されている。	45

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針等の趣旨に則り、保育に関わる職員が参画して作成されている。年3回内容の確認・見直しが行われており、内容変更が生じた場合や職員・利用者から改善に繋がる意見や提案等があった場合は速やかに全体的な計画に反映させている。	1
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	建物内は非常に綺麗で広々としており、各所に温度・湿度計が配置・管理され、低年齢のクラスは床暖房で柔らかい素材が使用され、子供が心地良く過ごせる環境が整備されている。又、毎日アルコール消毒が行われ、換気の際には風が通るよう必ず2方向の窓を開け、給食はラップした状態で運ぶなど衛生・環境面に対する配慮がなされている。	2

評価結果詳細(みどりご園)

	第三者評価結果	コメント	
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	日本人以外の利用者や保護者が多く、様々な慣習・文化の違いに配慮しながら保育・保護者の対応を行っている。子供に対して「早くして」「ダメ」などのせかす言葉や制止させる言葉はできる限り使用しないように留意している。	3
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	食事や排泄など基本的な生活習慣の習得にあたっては、同じ年齢でも生まれ月により対応力に個人差があることを認識した上で個別保育・指導を行っている。排泄に関しては1才半頃からトイレトレーニングを開始し、保護者の意識付けと共に、利用者の成功体験を増やす事でできるだけ早く基本的な生活習慣が身に付くよう努力している。	4
A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	園の目の前に大きな公園があり、自然と触れ合いながら遊ぶ最高の環境が整っている。おもちゃはいつでも好きな物を取り出せるようにしておくなど、子供の好奇心や探求心、自主性を尊重する取組を行っている。室内には跳び箱・トランポリン・鉄棒等、体を使って遊ぶ遊具を備えている。しっぽ取りゲームや椅子取りゲーム・ハンカチ落としなど友達との協同・集団での遊びができるよう援助している。	5
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	早ければ生後2ヶ月で入園する子供もいる為、1人1人の月齢に合ったベッドを用意し、園のリズムへの適応や情緒の安定等に配慮し、経験豊富な保育士を配置している。離乳食に変える時期、与えるおもちゃなど個人の発達に応じた保育を心掛けている。保護者にとって初めての子の場合、まずは様々な母親に対するサポートを意識して取り組んでいる。?	6
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	自我が芽生える時期はイヤイヤ期でもあり、何事も自分でやろうとする気持ちを大切にする保育を行っている。園には0歳から5歳までの子供達がいるが、他にも給食や清掃の職員や支援員(リタイヤした学校の先生で、散歩の付き添いや絵本読みを行う)・近隣の老人ホーム等、保育士以外の人と触れ合いの機会がある。	7
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳児は音楽会で皆で1つの曲を演奏したり、ブロック遊びやしっぽ取りゲーム等、友達と一緒に遊ぶ様になる。4歳児は色々な当番活動を通じて、責任感と達成感を感じられる様になる。5歳児は文字を読める様になり、本読みなど小学生に向けての準備が始まる。又、小さい子の面倒をみたり、障害児を気遣ったり、周りに対する配慮ができる様になる。小学校とは保育所児童保育要録を作成・提出する事で連携している。	8
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	多動症の児童の脱走癖対応として施錠管理を徹底したり、大きな音でパニックをおこした子供にヘッドホンで好きな音楽を聞かせるなど、障害のある子供の状況に応じた保育を心掛けている。園生活のしおりに障害のある子供の受入れ方針を載せ、保護者会で保護者から障害のある子供の紹介をしてもらおう等、保護者に対して適切な情報を伝える取組を行っている。職員は障害児研修を受講している。	9
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	朝8時までと夕方4時半頃以降は同じクラスに全員が集まる合同保育を行い、年齢の異なる子供と一緒に過ごしている。シフトの異なる保育士間で、口頭あるいはLINE WORKSを利用した子供の状況に関する引継が行われている。	10
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえ、保育所児童保育要録を作成し、小学校と連携している。子供達が保護者と一緒に小学校の教室を見学したり、小学1年生と一緒に遊ぶ機会を作る等、体験入学を行っている。保護者とは毎年12月に個別面談を行い、就学準備のアドバイスを行っている。	11
A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	a	健康管理に関するマニュアルが整備され、保健計画も策定されている。子供の健康状態に関する情報は、LINE WORKSにより職員間で共有されている。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、職員に資料を回覧するなどして周知し、保護者に対しても情報を提供している。子供の健康に関わる必要な情報に関しては、連絡帳を利用する等して、保護者に対して必要な情報を都度提供するように求めている。	12
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断は年2回、歯科健診は年1回実施され、その結果は保健計画に反映されると共に関係職員に周知され、保護者に伝えられている。	13
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アレルギー疾患のある子供に対しては、食事のテーブルを別にし、専用のお皿を使用するなど子供の状況に応じた適切な対応を行っている。医師の指示を仰ぎ、保護者との連携を密にし、保育所での生活に配慮している。職員はアレルギー疾患や慢性疾患等の研修会に参加している。	14

評価結果詳細(みどりご園)

A-1-(4) 食事			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	様々な季節の食べ物について学んだり、実際に野菜の収穫をする等して、食に関する豊かな経験をさせ、関心を深める食育活動を実践している。食器は割れ難い素材で、大きい子供には茶碗、小さい子供にはプレートを準備し、年齢や個人の状況を考慮し、箸やスプーン等を使い分けて援助している。	15
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	おせち、七草粥などの行事食があり、日々の食事を含めて管理栄養士が、栄養バランスを考慮し、旬の食材を取り入れた献立を考えている。残食の調査記録が給食室に整備されている。	16
	第三者評価結果	コメント	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	保護者とは連絡帳により日常的な情報交換を行っており、保育の意図や保育内容について保護者会で説明し、理解を得るよう取り組んでいる。保護者との個人面談の内容については記録を残し、理事長に報告されている。	17
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	朝の受入れ・夕方の見送り時等に、できるだけ保護者とコミュニケーションを取る様になっている。保護者の就労等の個々の事情に配慮し、延長保育・一時保育等の相談・要望に対応している。保護者からの相談内容は記録され、理事長・園長に報告されている。	18
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待等権利侵害の兆候を見逃さない様に、保護者や子供のちょっとした仕草や言動の変化に気を配り、保護者とのコミュニケーションを密に取るよう心掛けている。虐待対応マニュアルが整備され、職員は虐待等権利侵害に関する研修を受けている。虐待等権利侵害の疑いがある場合には児童相談所に通報している。	19
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	保育士が自身の保育実践の振り返りをする為の自己評価が、所定の書式により行われ、年の中間・期末で見直しがされており、それに基づき保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。しかし、この職員自身の自己評価と園全体の自己評価に関してはお互いの連動性が認められない。	20